

医科点数表の解釈 令和6年6月版

Web追補 No.13 (令和7年7月号)

令和7年7月8日作成

- 以下の通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和7年6月30日 保医発0630第2号 (令和7年7月1日適用)
 - 令和7年6月30日 保医発0630第3号 (令和7年7月1日適用)
 - Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。[\(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/\)](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)
 - 以下の事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」(令和7年6月27日医療課・医療介護連携政策課事務連絡)
- 【『医科点数表の解釈 (令和6年6月版)』ウェブコンテンツ】**
[\(https://ika.shaho.co.jp/r06_ika_kaishaku/\)](https://ika.shaho.co.jp/r06_ika_kaishaku/)
- ◆ 施設基準 (基本・特掲) 等の届出書・届出様式や、データでの提供が有用なものをウェブコンテンツに掲載しています。内容に変更が生じた場合は随時更新いたします。

頁	欄	行	変更前	変更後
554 555	右	◆	D023微生物核酸同定・定量検査の 「1」クラミジア・トラコマチス核酸検出 「2」淋菌核酸検出 「5」淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出 の右欄について、 「イ」中の「算定できる。」を 「算定できる。また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。」 に改め、改正履歴として「(令 7. 6. 30 保医発 0630 2)」を加える。	
1130	—	上から2行目	(令 6. 3. 5 保医発 0305 13)	(令 6. 3. 5 保医発 0305 13) (最終改正 ; 令 7. 6. 30 保医発 0630 3)
1130	右	上から15~16行目	提出者に対して受理番号を付して通知するとともに	地方厚生(支)局において閲覧(ホームページへの掲載等を含む。)に供するとともに
1296	—	上から3行目	(令 6. 3. 5 保医発 0305 5) (最終改正 ; 令 7. 2. 20 保医発 0220 8) 〔黄色網かけはWeb追補No.9等にて改正済み〕	(令 6. 3. 5 保医発 0305 5) (最終改正 ; 令 7. 6. 30 保医発 0630 3)
1297	左	下から27~26行目	提出者に対して受理番号を付して通知するとともに	地方厚生(支)局において閲覧(ホームページへの掲載等を含む。)に供するとともに
1297	左	下から25~24行目	区分も付して通知すること。	区分も付すこと。
1579	—	上から3行目	(令 6. 3. 5 保医発 0305 6) (最終改正 ; 令 7. 2. 20 保医発 0220 8) 〔黄色網かけはWeb追補No.9等にて改正済み〕	(令 6. 3. 5 保医発 0305 6) (最終改正 ; 令 7. 6. 30 保医発 0630 3)
1585	左	下から14~13行目	提出者に対して受理番号を付して通知するとともに	地方厚生(支)局において閲覧(ホームページへの掲載等を含む。)に供するとともに

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://x.com/ika_kaishaku

X (旧Twitter) では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。